

生坂村住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和6年3月策定

1. 目的

住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、住宅の耐震化を緊急に促進するため、住宅の所有者及び耐震診断実施者に対して住宅の耐震化の意識啓発及び情報提供の充実を図ることを目的とする。

2. 位置づけ

アクションプログラムは、生坂村耐震改修促進計画（第Ⅲ期）（令和3年4月策定）「第2建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策」に基づいた具体的な行動計画である。

3. 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、生坂村全域とする。

4. 対象建築物

アクションプログラムの対象建築物は原則として昭和56年5月31日以前に着工した木造在来工法の一戸建の個人住宅（長屋、共同住宅を除く）とする。

5. 取組期間

アクションプログラムの計画期間は、令和7年度までとする。

社会経済状況や関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、見直し等を行う。

6. 取組内容

（1）住宅所有者に対する直接的な耐震化を促す取組

- ・リーフレットやチラシ等を送付し、住宅の耐震化の意識啓発及び情報提供を行う。

（2）耐震診断実施者に対する耐震化促進

- ・耐震診断結果を説明するとともに、耐震化の意識啓発及び補助制度の情報提供を行う。
- ・耐震診断実施後、一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、訪問等により耐震化の必要性や補助制度の説明を行い、耐震改修を促す。

（3）その他の村民への周知啓発に係る取組

- ・耐震改修事業者の技術力向上を図る研修会等を県及び関係機関と連携して実施する。
- ・村の補助制度等について、広報誌及び全戸配布される村のカレンダーに掲載して周知する。

7. 住宅耐震化に係る支援目標

各年度において、住宅耐震化に係る支援目標を掲げる。

8. 実績の自己評価及び公表

年度ごとの耐震診断及び耐震改修補助の実績を自己評価し、村のホームページで公表する。